企 画 調 整

山形市発展計画2025 連携中枢都市圏の推進 移住・定着の促進 結婚新生活支援事業 市民活動支援 山形市地域公共交通計画 コミュニティバス・ 地域交流バス 自主運行交通支援事業 道の駅やまがた蔵王 文 化 振 興 化 文 財 女 共 同 参 男 画 情 報 化 ス ポーツ 振 興 企調画整

山形市発展計画2025 (企画調整課)

1 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間(令和2年3月策定、令和3年2月変更)

2 人口目標

平成28年2月策定の前計画「山形市発展計画」で掲げていた人口30万人を引き続き目標として定める。高い目標を掲げ、全ての分野において前向きな政策を前進させていく。

3 基本方針

- ○健康でいきいきと暮らせるまちづくり
- ○持続的発展が可能な希望あるまちづくり
- ○発展計画を推進するための共通基盤づくり

4 重点政策 計画期間 (5年間) で重点的に取り組む政策と施策

※重点政策の8つの柱と5つの共通基盤の全てを「第2期山形市まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置付ける。

	重点政策・共通基盤	施策
		(1) SUKSK (スクスク) 生活の推進
		(2) 感染症に強いまちづくり
1. 健	健康の保持・増進	(3) 身近でスポーツに親しむことができる環境の整備
		(4)疾病予防の充実・生活衛生の確保
		(5) 安心して暮らせる医療体制の充実
		(1) 教育環境の整備・次代を担う人材の育成
2. 健	建やかな子どもの育成	(2) 安心して子育てできる環境づくり
		(3) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援
		(1) 地域福祉の充実
3. 地	地域共生社会の実現	(2) 高齢福祉の充実
		(3) 障がい福祉の充実
4. 倉		(1) 創造都市の推進
		(1) 中心市街地の賑わい向上
		(2)企業誘致・創業支援を通じた魅力的な雇用の創出
5. 难	地域経済の活性化	(3) 地元企業の経営支援
		(4) マーケットに対応した戦略的な農林業の振興
		(1) 山形ブランドの浸透と発信
		(2) ニーズに対応した観光振興
6. Д	形ブランドの浸透と交流の拡大	(3)移住定着・関係人口拡大
		(4) 国際化への対応
		(5) スポーツツーリズムの推進
		(1)都市の活力向上を図るまちづくり
		(2)誰もが快適に利用できる公共交通網の構築
¬ ±	7.ナの江動ナナニア甘舩南/井	(3) 利便性を高める道路網の整備
/. 有	『市の活動を支える基盤整備	(4)魅力ある公園の整備
		(5) 健康で快適な住環境の整備
		(6) 災害に強いまちづくり
8. 璟	環境保全	(1) 脱炭素・循環型社会の推進
		(1) 若者のチャレンジ支援
	A. チャレンジできる環境の創出	(2) 市民や事業者のチャレンジ支援
		(3) 市職員の意識改革
	 B. 広域連携の推進	(1) 連携中枢都市圏の推進
	B. 広域建務の推進	(2) 仙山連携の推進
共		(1) 地域自治の推進
通	C. 協働の推進	(2) 市民活動の推進
基		(3) 男女共同参画の推進
盤	D. 行財政改革の推進	(1) 行財政改革の推進
ш		(1) スマートシティの推進
		(2) 行政のデジタル化
	E. アフターコロナにおける	(3) 移住・定着の促進
	地方創生の推進	(4)企業誘致
		(5) 起業・創業支援
		(6) 大学等との連携による若者の地元定着

連携中枢都市圏の推進(企画調整課)

山形市と近隣の上山市、天童市、山辺町及び中山町は、平成23年に定住自立圏を形成し、地域医療や福祉、地域公共交通などで連携した取組を行い、圏域における生活関連機能サービスの向上に努めてきた。

山形市は、平成31年4月からの中核市移行により、連携中枢都市圏の連携中枢都市としての要件を満たすこととなったことから、圏域の中心都市として近隣自治体と連携し、住民が将来にわたり安心して快適に暮らせる圏域づくりに積極的に取り組んでいる。

1 山形連携中枢都市圏推進会議

連携中枢都市圏構想は、中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有しながら、活力ある社会経済を維持しようとするもの。中心都市と近隣市町村が1対1の連携協約を締結する結果として、連携中枢都市圏域が形成される。

山形市と経済的結びつきが強い通勤・通学割合が0.1以上の近隣5市6町は、山形市を中心都市とする連携中枢都市圏の形成に向け、平成30年12月に「山形連携中枢都市圏推進会議」を設立し、下部組織として、検討委員会及び幹事会を設置した。令和2年4月には、経済・社会・文化等で密接な関係を有する市町として1市1町が加わり、現在は7市7町にて連携中枢都市圏で取り組む連携事業等についての検討・協議を行っている。

2 連携中枢都市宣言

連携中枢都市宣言は、中心都市が、近隣市町村との連携に基づいて、圏域全体の将来像を描き、圏域全体の経済をけん引し、圏域の住民全体の暮らしを支えるという役割を担う意思を表明するもの。

山形市は、令和元年6月27日に連携中枢都市宣言を行った。

3 連携中枢都市圏の形成に係る連携協約

連携協約は、連携中枢都市宣言を行った中心都市と近隣市町村が、連携の目的や基本方針、連携する取組等について規定し、締結するもの。

山形市は、令和2年1月9日には近隣5市6町と、令和3年1月12日には村山地域の1市1町と山形連携中枢都市圏連携協約締結式を開催し、協約の締結を行った。

【令和2年1月に連携協約を締結した5市6町】

寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町

【令和3年1月に連携協約を締結した1市1町】

尾花沢市、大石田町

4 連携中枢都市圏ビジョン

連携中枢都市圏ビジョンは、連携中枢都市宣言を行った中心都市が、圏域の中長期的な将来像や、連携協約に基づき推進する具体的な取組、成果指標等について規定し、策定するもの。

山形市は、民間や地域の関係者等で構成する「山形連携中枢都市圏ビジョン懇談会」における検討を経て、令和2年2月に「山形連携中枢都市圏ビジョン」を策定し、令和3年2月には新たな連携市町及び新規連携事業を追加する変更を行った。 その後も連携事業の追加に応じ、新規連携事業の追加等の変更を行っている。

5 連携する取り組み

		المن المن المن المن المن المن المن المن	連携中枢都市圏ビジョン記載項目	1
		連携協約記載項		
	協定項目		連携項目	
I	N. A. 21	連携施策	取組内容	連携事業
経済	成全体の 存成長の ⊍引		産学金官民一体となった圏域の経済成長 等を図るため、ビジョン懇談会を開催 し、連携中枢都市圏ビジョンの策定、進 捗管理等に取り組む。	
		ベーション実現、新規創業促	実現、新規創業促進、地域の中堅企業等 を核とした戦略産業の育成等を図るた め、企業支援、雇用の確保等、各種連携	
			事業に取り組む。	【3】新卒者への地元・企業情報等の共同発信
		地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	地域資源を活用した地域経済の裾野拡大 を図るため、販路拡大の推進等、各種連 携事業に取り組む。	
				【6】ふるさと納税を活用した圏域特産品等のPR
		戦略的な観光施策	戦略的な観光施策の展開を図るため、広 域観光の促進等、各種連携事業に取り組 む。	
		その他、圏域全体の経済成長 のけん引に係る施策	ł	【8】圏域全体の経済成長のけん引に係る新たな施りの検討・推進
	大の 打機能の 責・強化	高度な医療サービスの提供	高度な医療サービスの提供を図るため、 医療体制の充実等、各種連携事業に取り 組む。	
J# 10	R 3816	高度な中心拠点の整備・広域	高度な中心拠点を整備するとともに、広	【10】24時間健康・医療相談サービス業務 【11】連携中枢都市圏公共交通ネットワーク協議:
		的公共交通網の構築	域的公共交通網の構築を図るため、広域	の設置・運営及び事業の実施
			交通ネットワークの検討等、各種連携事業に取り組む。	
		備	成を図るため、大学等との共同研究等、 各種連携事業に取り組む。	
		その他、高次の都市機能の集積・強化に係る施策	その他、高次の都市機能の集積・強化に 係る施策の促進を図るため、新たな施策 の検討に取り組む。	【14】高次の都市機能の集積・強化に係る新たな 策の検討・推進
	A 生活機能の	医療体制の充実		【15】休日及び夜間における診療体制の充実
	強化に係る 政策分野		業に取り組む。	【16】健康ポイント事業
	2,7,7,4	福祉の充実	福祉の充実を図るため、各種連携事業に	
			取り組む。	【18】子ども安全情報配信事業の拡大
				【19】病児・病後児保育施設の広域利用
		地域振興の充実	地域振興の充実を図るため、各種連携事	
			業に取り組む。	【21】有害鳥獣被害対策事業
				【22】在住外国人支援事業
圏				【23】山形広域炊飯施設の共同運営
域全			その他、圏域全体の生活関連機能サービ	
生		双 至 体 の 生 活 険 連 機 能 サー こ	スの向上に係る連携の促進を図るため、 各種連携事業に取り組む。	【25】消費生活相談事業の拡大
0		2 () N D E () N D E D4	THE PART OF THE STATE OF THE ST	【26】備蓄物資等の情報共有事業
生				【27】生活機能の強化に係る新たな施策の検討・進
活関	B 結びつきや	地域内外の住民との交流・移	地域内外の住民との交流・移住促進を図	~_
連機	ネット ワークの	住促進	るため、移住・定住促進に向けた PR 等、各種連携事業に取り組む。	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
能	強化に係る 政策分野			【30】高校生を対象としたふるさと教育の推進
サー	2,7,7,3			【31】空き家活用情報の共同発信
צ				【32】圏域内のお試し住宅の情報発信
ス				【33】若者定着奨学金返還支援事業
9				【34】婚活推進事業
向し			その他、結びつきやネットワークの強化	
ᅡ			に係る連携の促進を図るため、各種連携	【36】山形市男女共同参画センターの広域活用
		に係る連携	事業に取り組む。	【37】結びつきやネットワークの強化に係る新た 施策の検討・推進
		圏域内市町の職員等の交流	圏域内市町の職員等の交流を図るため、	【38】職員研修の拡充
	C 圏域 マネジ		各種連携事業に取り組む。	
	マネジメント	上記に掲げるもののほか、圏	その他、圏域マネジメント能力の強化に	
	マネジ	上記に掲げるもののほか、圏		夕整備に資する航空写真図整備事業

移住・定着の促進(企画調整課)

1 民間人材活用交流事業 (移住支援窓口機能強化型)

移住支援体制の強化を図るため、山形県と共同して行う山形県移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業及び起業支援事業実施要領に基づき、令和4年4月1日から三大都市圏に所在する民間企業からの社員を受け入れ、民間企業の専門知識・業務経験・人脈・ノウハウ等を活用した取組を進める。

2 移住者対象給付事業

東京一極集中の是正及び地方の担い手不足対応のため、山形県と共同して行う山形県移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業及び起業支援事業実施要領に基づき、東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)から山形市に移住し、対象法人に就職した者又は起業した者等に対し、移住にかかる経済的負担の軽減を目的とした支援金を支給する。

(1) 支給額(令和4年度)

①単身世帯:60万円

②2人以上の世帯:100万円

なお、令和4年4月1日以後に18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満1人につき30万円加算する。

(2) 交付実績(令和4年度)

5件(内18歳未満 3人) 4,700,000円

3 地域おこし協力隊導入事業

地域おこし協力隊制度を活用し、市が抱える課題の解決及び市が行う事業の推進を図るため、都市部から山形市に移住し 活動する隊員の募集を行った。

【導入実績(令和5年6月現在)】

- ・令和5年4月1日付け委嘱 移住促進用プロモーション業務:1人
- ・令和5年6月1日付け委嘱 文化財保存活用業務 : 1人

結婚新生活支援事業(企画調整課)

経済的理由により結婚に踏みきれない若年層に対し、結婚に伴う新生活に必要な費用を支援することで、経済的不安を解消し、少子化対策の推進を図るため、対象世帯に新生活の開始に伴い必要となる住居費等の費用について補助を行う。 (国補助) 地域少子化対策重点推進交付金(補助率2/3)

1 対象世帯(令和4年度)

(1) 新規

次のすべての要件を満たす世帯

- ・令和4年1月1日から令和5年3月31日までに婚姻した夫婦・夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下
- ・夫婦の所得額合計が400万円未満(世帯年収540万円未満相当) ・対象となる住宅が山形市内

(2) 継続

前年度事業の補助対象であり、その交付額が補助上限未満であった世帯

2 補助上限

婚姻時の年齢が夫婦ともに29歳以下の場合は60万円、39歳以下の場合は30万円

3 対象経費(令和4年度)

(1) 住居費

- ・住宅取得費用(建物の購入費、新築の場合の工事請負費) ・住宅賃借費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)
- ・リフォーム費用(住宅の機能の維持又は向上を図るための修繕、増築、改築、設備更新等の工事に要した費用)

(2) 引越費用(引越業者や運送業者に支払った費用)

※令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に支払った上記の費用が対象

4 補助実績(令和4年度)

(1) 婚姻時の年齢が 29 歳以下の世帯

新規 61 件 17,816,065 円 継続 28 件 6,642,894 円

(2) 婚姻時の年齢が39歳以下の世帯

新規 35 件 9,760,915 円 継続 12 件 1,395,360 円

企調

市 民 活 動 支 援(企画調整課)

1 山形市市民活動支援センター

市民活動に関する総合支援施設として、平成17年4月1日にまちづくり情報センターから市民活動支援センターにリニューアルした。平成20年4月1日より、指定管理者による管理運営を実施している。

(1) 所在地 山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル 22階・23階

(2) 指定管理期間 平成30年度~令和9年度

(3) 指定管理料の上限 333,000,000円に消費税及び地方消費税の額を加えた額(平成30年度~令和9年度分)

(4) 施設設備 会議室 高度情報会議室 広さ 127㎡ 定員 60人(椅子のみ100人)

会議室A33 m²10 人会議室B36 m²16 人ミーティングコーナー40 人

主な設備 コピー機1、インターネット接続パソコン3、

パソコン用プリンター1 (ポスター用フルカラー)、同時2色刷り輪転機1、

製本機1、紙折り機1、登録団体用ロッカー、メールボックス

(5) 事業

① 情報収集·広報事業

市民活動団体との連携により、ホームページ等を活用した情報収集・発信

② 学習事業

NPO法人や市民活動団体の会計・税務・事業企画・補助申請などの実務講座、コミュニティビジネス講座、ボランティア講座、パソコン講座など

③ 相談事業

ボランティア、NPO法人設立、団体の運営、事業の実施、補助金申請など

④ 事務機器の貸し出し

印刷機、製本機、紙折り機、ノートパソコン、ロッカー、メールボックス

(6) 利用状況(令和4年度)

総利用者人数 11,853人 会議室利用人数 4,974人 ミーティングコーナー利用人数 440人 OAコーナー利用人数 966人

自主講座受講人数 541人 (62回開催)

2 山形市市民活動支援基金(山形市コミュニティファンド)

市民活動団体における資金課題の解決及び企業等の社会貢献意欲を結びつける仕組みとして、平成20年4月より山形市 市民活動支援基金(山形市コミュニティファンド)を運営している。

(1) 寄附の形態 (3種類)

分野希望寄附 寄附の使い道の分野を希望

10万円以上の寄附の場合、愛称を設定した個別ファンドが設定可能

団体希望寄附 登録団体の中から寄附したい団体を希望 一般寄附 特定の分野や団体を希望しない場合

(2) 補助実行

市民活動団体による公益的な事業の提案に対し、評議委員会及び公開プレゼンテーションの選考結果を参考に決定する。

(3) 実績(令和4年度)

・寄附実績 4件 10,400,000円 ・補助実績 11件 11,958,164円

山形市地域公共交通計画 (公共交通課)

地域公共交通の活性化については、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(平成26年5月公布・11月施行)に基づき、平成28年3月に「山形市地域公共交通網形成計画」を策定し、各種施策を推進してきた。

この計画の計画期間が令和2年度までであること、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が令和2年6月に改正され、地域の輸送資源を総動員して持続可能な運送サービスの提供について、交通事業者等の関係者が協議しながら公共交通改善・移動手段の確保に取り組める仕組みが拡充されたことなどから、これまでの「山形市地域公共交通網形成計画」を活かしつつ、山形市都市計画マスタープランや山形市立地適正化計画との整合性を確保しながら、自動車に頼らなくても誰もが快適に移動できる環境を構築するため、新たな「山形市地域公共交通計画(令和3年3月)」を策定した。

- 1 計画期間 令和3年度~令和7年度
- 2 基本方針 「まちづくりの将来像を見据え様々な移動ニーズに対応しながら機能的・効果的で、わかりやすく 使いやすい公共交通を順次整備します」

~機能的で効率的な公共交通の実現に向けて~

公共交通を確保・維持し、利便性の向上を図るにあたり、最適な費用対効果について、市民をはじめ、事業者、行政が 共通認識するとともに、適切な役割分担を行い、市全体として最適化を図ることにより、将来にわたり持続的発展が可能 な公共交通の構築を目指す。

【事業者の役割】

事業者は、マーケティング強化などの経営努力を行いながら公共交通事業を行う。

【行政の役割】

山形市は、事業者を支援するとともに、事業者において対応できない部分について地域住民と協働して公共交通事業を行う。また、地域住民が主体となって公共交通事業を行う場合はそれを支援する。

【市民の役割】

市民は、受益者としてだけでなく当事者としての意識を持ちながら公共交通について考え、日常生活における移動目的や場所に応じて積極的に公共交通を利用するとともに、受益に応じた負担をすることで公共交通を守り育てる。

【全体の最適化】

山形市は公共交通の整備・充実にあたり、ニーズに的確に対応したサービスを民間活力の活用により提供する。提供にあたっては、最小の経費で最大の効果を得られるよう、PDCAサイクルによる見直しを不断に行う。

3 計画の目標と目標を達成するための施策

目標	目標を達成するための施策
1.	施策1-1 交通軸の構築
まちづくりと連動した公	
共交通ネットワークの整 備	施策1-2 交通結節点の整備
VIII	(1) 交通結節点の整備【新規】
	(2) 新駅の検討【新規】
	(3) 鉄道駅をはじめとした結節のバリアフリー化
	施策1-3 鉄道、バスの利便性向上
	(1) バス幹線路線の設定【新規】
	(2) バス路線の経路・ダイヤ等の見直し【新規】
	(3) バスの定時性・安全性を確保するためのバスレーンの導入検討
	(4) バス乗降による交通流への影響緩和のためのバスベイ設置
	(5) バス停のバス待ち環境の改善
	(6) 鉄道の南北縦貫運行に向けた検討【新規】

	施策1-4 市街地の回遊を支えるバスの運行
	(1) 南部循環バス ((仮称) 南くるりん) の導入【新規】
	(2) 北部循環バス ((仮称) 北くるりん) の導入【新規】
	(3) ベニちゃんバス東くるりん・西くるりんの運行
	施策1-5 広域的な移動や観光移動を支える公共交通等の推進
	(1) 観光客向け周遊環境の向上【新規】
	(2) 蔵王と山寺を結ぶ観光路線の検討【新規】
	(3) 山形〜仙台間の公共交通の利用拡大
	(4) 連携中枢都市圏における広域的な公共交通ネットワークの構築
2.	施策2-1 中心市街地の暮らしやすさやにぎわいに資する移動環境の形成
徒歩や公共交通などで楽	(1) 中心市街地におけるカーシェアの導入促進及びシェアサイクルの導入【新規】
しめる中心市街地の移動	(2) 歩行者空間整備と連動した、バス待ち環境や案内表示の改善
環境づくり	(3) 歩行者空間整備と連動した、バス利用環境の構築【新規】
	(4) ベニちゃんバス東くるりん・西くるりんの運行 (再掲)
	施策2-2 公共交通を利用した中心市街地へのお出かけの促進
	(1) 商店街等と連携した割引やポイントサービスの導入検討【新規】
	(2) 観光客向け周遊環境の向上(再掲)【新規】
3.	施策3-1 郊外地域における新たな公共交通の導入等による生活交通の確保
公共交通による生活実態	(1) タクシー等を活用した新たな公共交通の導入 (モデル事業の実施)【新規】
に即した身近な移動の支	(2) 郊外と中心部を結ぶコミュニティバス等の運行
援	(3) 福祉輸送やその他輸送手段との連携【新規】
	施策3-2 持続可能な公共交通事業の経営
	(1) 路線バス赤字路線への運行補助
	(2) タクシー等を活用した新たな公共交通の導入 (モデル事業の実施) (再掲)【新規】
	施策3-3 高齢者への支援や学生の足の確保
	(1) 高齢者や免許返納者等の移動に困っている方への支援の見直し【新規】
	(2) 学生の足の確保【新規】
4.	<u>施策4-1 MaaSの導入</u>
公共交通のわかりやす	(1) MaaSの導入【新規】
く・使いやすい利用環境の	(2) 山形県地域公共交通プラットフォームとの連携【新規】
形成	(3) 交通系ICカード導入による利便性向上【新規】
	施策4-2 便利で楽しい公共交通のPR、公共交通利用に向けた意識醸成
	(1) わかりやすいバス案内
	(2) スマートフォンアプリ等による利用案内、SNSによる情報発信【新規】
	(3) 若者向けPRの推進【新規】
	(4) 観光地と協働した公共交通利用キャンペーン等PRイベントの実施
	(5) 公共交通利用のきっかけづくり、啓発活動
	施策4-3 誰もが安心して使える利用環境づくり
	(1) バリアフリー車両、環境にやさしい車両、ユニバーサルデザインタクシー等の
	導入促進
	(2) 感染症に強い公共交通利用環境の整備【新規】
計画の推進にあたって	外部評価を得ながら、全体最適化の視点から不断にPDCAサイクルによる見直し

4 具体的な施策

①山形市地域公共交通計画推進事業

計画に位置づけられた取組を効率的に実施するため、各種関係機関との協議・調整、事業の評価検証を行う。併せて、連携中枢都市圏ビジョンを踏まえた広域的な公共交通ネットワークについても、ワーキンググループを開催し、関係市町と意見交換を行ったほか、市町が運行するコミュニティバス等の路線情報等のオープンデータ(GTFS-JP)の更新作業について、適切かつ効率的に行うため、連携事業として実施する。

②モデル地区への新たな公共交通導入検討事業

市内30地区の中から特に公共交通の必要性や緊急性が高い地区(金井地区、村木沢地区、滝山地区、楯山地区の4地区)を選定、地域の状況と地域住民のニーズに対応可能な移動手段を検討し、モデル事業として実証実験を実施するもの。

令和5年度は、選定された4地区において実証実験とその検証を行い、実験内容に係る課題の洗い出しを行う。

③コミュニティサイクル導入事業

市民の日常利用や来訪者の観光利用など中心市街地を核とした移動環境の向上はもとより、脱炭素型のライフスタイルへの転換を図るためにコミュニティサイクルを導入するもの。

令和4年度は、電動アシスト自転車を180台導入し、コミュニティサイクルのポートを市内40箇所に設置した。 令和5年度は、電動アシスト自転車100台、ポート40箇所を新たに導入・設置する。

④MaaS導入事業

鉄道や路線バス、コミュニティバス、タクシー等の複数の移動サービスを組み合わせ、アプリ等を用いて経路検索・予約・ 決済等を一括で行うことができるサービスであるMaaSを導入するもの。

令和4年度は、やまがたMaaS「らくのる」のポータルサイトを開設し、路線バスとベニちゃんバス (コミュニティバス東部及び西部循環線)の共通1日乗車券 (デジタルチケット)等の販売を開始した。

令和 5 年度は、タクシーやコミュニティサイクル等を組み合わせた新たなデジタルチケットの導入、他のMaaSサービスとの連携、やまがたMaaS「らくのる」ポータルサイトへのデジタルマップの整備を推進する。

⑤交通結節点整備検討事業

令和4年度は、交通結節点に必要な機能、整備優先度が高い候補地等について取りまとめた「交通結節点整備方針」を策定した。

令和5年度は、交通結節点整備方針において整備優先箇所に選定された候補地のうち周辺道路の整備やモデル事業の検討等、具体的な整理が行われている「楯山駅周辺」、「馬見ヶ崎・嶋エリア」、「イオンモール山形南付近」に係る「交通結節点整備基本構想」を策定し、さらに、徒歩や自転車、自動車、公共交通の適正な分担を図り、都市や地域の魅力ある将来像と、安全で円滑な交通を実現するための総合的な都市交通の戦略である「都市・地域総合交通戦略」を策定する。

企調

コミュニティバス・地域交流バス (公共交通課)

路線の廃止などで、路線バスが運行されていないバス空白地域や路線バスの利便性が低いバス不便地域の公共交通手段を確保するため、市が一般乗合旅客自動車運送事業者と協定締結又は委託契約を行うとともに、市が購入した車両や事業者の車両を使いコミュニティバス等を運行している。なお、運行に係る費用については、運行に要する経費から運賃収入を差し引いた額を市が支出している。

1 山形市コミュニティバス (高瀬線) 運行事業

平成11年度から14年度まで高齢者福祉バスとして65歳以上の方を対象に週1日・2往復運行していたが、高瀬線の利用状況が比較的好調であることや高瀬小学校合の原分校の廃校に伴う児童の通学手段を確保する必要が生じたことなどから、年齢制限をなくして、平成15年度から平日毎日運行している。また、令和元年10月から車両を小型バスからジャンボタクシーに変更するとともに、運行経路を循環型とした。

運行内容

運行方法 一般乗合旅客自動車運送事業者への委託による運行(道路運送法第4条)

運行区間 高沢~山形駅前

運 行 日 平日運行(土・日・祝日・年末年始(12/29~1/3)は運休)

運行本数 1日5便(上り2便、循環型3便) 始発の上りは高楯中学校まで

運 賃 1回乗車ごと 中学生以上300円、小学生150円、未就学児無料

一定区間だけの乗降の場合 中学生以上200円、小学生100円、未就学児無料

障がい者、車いす利用者等は上記運賃の半額

小学生及び中学生には、学期ごとの定期券発行

2 山形市地域交流バス (南部線) 運行事業

平成11年度から14年度まで高齢者福祉バスとして65歳以上の方を対象に週1日・2往復運行していたが、平成15年度から地域交流バスとして年齢制限をなくして運行している。また、平成22年9月から車両を小型バスからジャンボタクシーに変更している。

運行内容

運行方法 一般乗合旅客自動車運送事業者への委託による運行(道路運送法第4条)

運行区間 農業試験場前~山形市役所前

運 行 日 火曜日 (祝日及び年末年始 (12/29~1/3) は運休)

運行本数 上り2本、下り2本

運 賃 1回乗車ごと 中学生以上300円、小学生150円、未就学児無料

一定区間内の乗降の場合 中学生以上200円、小学生100円、未就学児無料

障がい者、車いす利用者等は上記運賃の半額

3 コミュニティバス東部及び西部循環線運行事業

人口密度の高さに対して、バスのサービス水準が低い市街地の東部及び西部地域の生活交通の確保と公共交通の利用促進を図るため、市が購入した小型ノンステップバス4台でコミュニティバスを運行している。西部循環線は平成23年10月より運行を開始し、その後、平成29年7月からは新たに東部循環線の運行を開始した。また東部循環線の運行に合わせて、西部循環線の運行内容を見直し、廃止となった中心街100円循環バスの役割を東部及び西部循環線が引き継いでいる。

運行内容

運行方法 一般乗合旅客自動車運送事業者と協定を結び運行(道路運送法第4条)

運行区間 山形駅前(山形駅東口)~(市街地東部・西部エリア)~山形駅前~(中心市街地エリア)~山形駅前

経路は、東部循環線が「東原町先回りコース」と「小荷駄町先回りコース」の2つ

西部循環線が「城西町先回りコース」と「上町先回りコース」の2つ

運 行 日 毎日運行 (元日のみ運休)

運行本数 1日48本 東部循環線24本、西部循環線24本

運 賃 1回乗車ごと

東部・西部エリアまたは中心市街地エリア内での乗降 中学生以上100円、小学生50円、未就学児無料 エリアをまたいだ乗降 中学生以上200円、小学生100円、未就学児無料

障がい者、車いす利用者等は上記運賃の半額

自主運行交通支援事業 (公共交通課)

路線の廃止などで、路線バスが運行されていない地域の公共交通手段を確保するために、地域住民が組織する団体が主体となり、一般乗合旅客自動車運送事業者に委託をして公共交通の運行を行う事業に支援を行っている。

明治·大郷自主運行交通支援事業

平成15年度から20年度まで週1日・2往復運行していた地域交流バス(明治線)の代替交通として、沿線の町内会等が主体となり、運行日や停留所を増加させ利用者の利便性を高める目的で、平成21年度から自主運行方式の予約制乗合タクシー「スマイルグリーン号」の運行を行い、その事業に対して支援を行っている。平成28年度10月からは運行区域を中山町にも拡大し、広域交通ネットワークとしての役割も担っている。

支援方法

協議会に、運行経費から運賃収入を差し引いた額を補助する。(利用可能距離に応じて中山町と按分)

運行内容

運行主体 大郷明治交通サービス運営協議会

運行区間 中山町~明治・大郷地区~山形駅前

運 行 日 月、水、金曜日運行(盆(8/13~17)、年末年始(12/29~1/3)は運休)

運行本数 全日7便

中山町→明治・大郷→山形駅前(2便)

山形駅前→明治・大郷→中山町 (2便)

山形駅前→明治·大郷 (1便)

明治・大郷→中山町 (1便)

中山町→明治・大郷 (1便)

道の駅やまがた蔵王(公共交通課)

日本全体で少子高齢化が進展し人口減少社会を迎える中、地域経済を活性化させるためには、本市への移住・定住を促進するのみならず、本市の有する蔵王や山寺をはじめとする豊かな自然や歴史などの観光資源を生かして、多くの観光客等を地域内に呼び込み交流人口の拡大を図ることにより、地域外からの消費・投資を促す必要がある。

このことから、山形を代表する観光地「蔵王」の登り口となる東北中央自動車道・山形上山IC付近に、道の駅やまがた蔵王を整備し、交流人口の拡大を図っていく。また、本施設は単なる休憩施設ではなく、それ自体が目的地となり市への来訪者が山形の魅力を体験・体感するとともに、地域の活性化及び地場産業の振興に資する施設として、地方創生の拠点となることを目指す。なお、本施設は国道13号の道路管理者である国土交通省との一体型により整備運営を行う。

<道の駅やまがた蔵王の概要>

所 在 山形市表蔵王 79 番地 1

敷地面積 21,160.91 ㎡ (うち市の施設は14,736.56 ㎡)

延床面積 2,488.48 ㎡ (うち市の施設は1,837.46 ㎡)

駐車場 377台

オープン日 令和5年12月 (予定)

基本コンセプト:「山形の魅力を発信し、人の流れを生み出す道の駅」

主な機能 休憩機能:トイレ、休憩コーナー、駐車場、駐輪場、車中泊施設

情報発信機能:情報発信コーナー (観光情報、道路情報等)、ラジオ放送発信ブース 地域連携機能:樹氷ホール (多目的ホール)、飲食・物販コーナー、イベント広場

交通結節機能:バス待合、バス停、パークアンドライド駐車場

防災機能:防災倉庫、非常用電源装置、受水槽、マンホールトイレ

事業手法 DBO方式:民間の経営能力及び技術的能力を活用し、事業者が公共の資金で施設の設計・建設から運営・維持 管理までを一括で行う。

基本契約【R3~R20】: 山形県観光物産会館グループ (㈱山形県観光物産会館を代表企業とする9社で構成)

設計・建設業務 : 道の駅(仮称)蔵王設計建設工事共同企業体(㈱市村工務店を代表企業とする5社で構成)

運営・維持管理業務 :株式会社表蔵王ベルタウン (特別目的会社)

企調画整

文 化 振 興(文化創造都市課)

1 文化創造都市の推進

(1) 山形市文化創造都市推進条例

多彩な文化の継承・発展・創造と、文化と他の分野による新しい価値を生み出す「文化創造都市」を市民、事業者等と 共に推進するため、「山形市文化創造都市推進条例」を制定した(令和4年3月)。

市の責務 … 総合的な施策の実施

市民の役割 : 文化・文化創造都市の理解、自主的な創造的活動 文化団体の役割 : 自主的な創造的活動の充実、文化の継承、発展、創造

学校の役割 … 感性の育成・主体的な創造的活動の促進、専門性を活用した参画・支援

事業者の役割 … 文化・文化創造都市の理解、自主的な創造的活動への参画・支援

(2) 山形市文化創造都市推進基本計画

令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とした「山形市文化創造都市推進基本計画」を策定した(令和4年4月)。多様な立場の人が協力しながら、文化の本質的価値と他の分野との連携による新しい価値を創出し、地域の活力と魅力を高め、豊かな心でより質の高い暮らしをすることができる持続的発展が可能なまちの形成を目指す。

基本的施策 ① 創造的活動のための機会の充実

本市の文化をけん引する役割を担う文化団体や教育機関と協力し、広く市民が文化に親しむことができる取組として、文化施設に加えて、まち自体を創造的活動の場として捉え、市民が気軽に文化を鑑賞したり、文化活動に参加したりできる機会を充実させる。

また、広く知られてはいないものの活発に行われている文化活動を支援するとともに、身近な文化に関する情報を市民に発信する。

これらの際には、市民が年齢、障がいの有無、経済的な状況等にかかわらず等しく文化を鑑賞し、参加し、創造することができるよう「文化による社会的包摂」の視点を持って機会の充実に取り組む。

② 創造的活動を支える環境の整備及び活用

市有施設を計画的に改修するほか、時代のニーズに応じた活動の場づくりを強化し、市民が創造的活動に取り組みやすい環境の整備を進める。さらに、文化活動以外に賑わい創出などの役割を果たすことができる環境の整備に取り組む。

また、創造都市拠点施設として「やまがたクリエイティブシティセンターQ1」を整備するとともに、新市民会館整備計画を進めるなど、文化施設等を活用した中心市街地の活性化とまちの回遊性向上を目指す。

③ 創造的活動の担い手の育成及び支援

現在の創造的活動の担い手に光を当てて市民の文化への理解と関心を深めるとともに、子どもを対象とした地域の文化の鑑賞や体験に取り組み、子どもの感性及び表現力の育成を図り、子どもの頃から文化が身近にある暮らしを広げていく。

また、ライフステージに応じ、ボランティアとしての関わりなど様々な創造的活動に参加する機会を提供し、それぞれの暮らしに応じた文化との関わりを支援する。

④ 文化財の保存及び活用

文化財を保存し、その価値をわかりやすく情報発信するとともに、地域振興や地域観光の資源として有効活用を図る。

また、文化財の保存及び活用には、市民や有識者を含めた地域総がかりによる取組が必要であるため、 多方面の意見を取り入れながら、山形市の文化財の保存及び活用の基本方針を定めるための「山形市文化 財保存活用地域計画」を作成する。

⑤ 文化を活かした様々な分野との連携の強化

本市の多彩な文化と、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などの他の分野との連携の好循環により新しい価値を生み出す、文化を活かした様々な分野との連携を強化する。

⑥ ユネスコ創造都市ネットワークの都市間交流等の推進及び創造的活動を通じた国内外への情報発信 ユネスコ創造都市ネットワークの都市間交流など、文化を通じた地域間交流で、山形市の文化を伝える 機会を通じ、山形市の文化に対する市民の理解と関心を深めるとともに、異なる地域の文化に触れる機会 を通じ、地域性のある文化への理解を深め、文化の多様性の理解と尊重を促す。

また、山形市における魅力的な創造的活動や、創造的活動によって生まれる新たな魅力を積極的に国内外へ発信する。

2 文化芸術の振興

地域文化の振興と創造のため市民の文化活動の支援を行う

3 芸術文化団体への補助金の交付

- ① 山形交響楽協会運営費補助事業
- ② 山形美術館運営費補助事業
- ③ 山形市芸術文化協会運営費補助事業
- ④ 山形国際ドキュメンタリー映画祭開催費補助事業
- ⑤ 鈍翁茶会開催費補助事業
- ⑥ 山形県華道文化協会事業費補助事業

4 文化創造都市推進事業

(1) 創造都市推進事業

山形市は、国内外から高い評価を得ている山形国際ドキュメンタリー映画祭をはじめとする映像文化を育む環境の充実に加え、プロオーケストラを有する音楽や伝統工芸、食文化など、多彩な文化・地域資産を有している。そうした背景のもと、映像文化を基軸に、それらの資産を総合的に活用しながら、持続的発展が可能なまちづくりに向け事業を推進していく。

①やまがた創造都市国際会議

国内外の映像制作者等のゲストを迎え、創造都市について理解や交流を深める国際会議を開催する。

②映像で山形ルネッサンス

山形が誇る伝統文化などについて、地元映像作家の現代的な視点による短編映画を制作する。

③やまがたアーチスト・イン・レジデンス

国内外のアーチスト等を山形に招聘し、制作作業や地元との交流を支援する。

④クリエイティブカフェ

創造都市を身近に感じてもらうことを目的に、多彩な文化や芸術に触れる講座やワークショップなどを毎月開催する。

⑤創造都市との連携事業

ユネスコ創造都市ネットワーク加盟都市として国内外の加盟都市との連携事業を実施する。

⑥野外上映会

若者や子育て世帯が気軽に足を運ぶことができ、国内外の秀逸な映像作品を楽しめる場を提供する (ドキュメンタリー映画祭との連携事業)。

⑦ユネスコ創造都市の世界

「山形国際ドキュメンタリー映画祭 2023」のプログラムの中で、世界のユネスコ創造都市で制作された映像作品の上映を行う。

⑧ぬり絵プロジェクト

「ユネスコ創造都市やまがた」や「文化創造都市」の周知を図る。

⑨シアター・コミセン

地域のコミュニティセンターで、山形市で過去に制作した映像作品等の上映会を行い、地域の魅力の再認識を図る。

⑩デジタルライブラリー (新規)

山形ドキュメンタリーフィルムライブラリー内にフィルムやビデオで保管してある作品を計画的にデジタル化し、今後 事業等で活用することで、市民が貴重な映像や歴史に触れられる機会を創出していく。

(2) やまがた秋の芸術祭開催事業 (新規)

文化創造都市を推進するため、文化芸術団体や教育・観光等の関係機関と連携して「やまがた秋の芸術祭」を令和4年度に初開催し、市民が、音楽、アート、映像等、様々な文化活動に触れる機会を提供するとともに、まちの賑わいを創出する。

- ・まちなか回遊型音楽会
- ・ぶらぶらアート
- ・映画上映会 など

5 Q1プロジェクト推進事業(創造都市拠点施設整備事業)

平成29年に「ユネスコ創造都市ネットワーク」に映画分野にて加盟認定されたことを契機に、山形県下初の鉄筋コンクリート造校舎として昭和2年7月に建設された市立第一小学校旧校舎(令和3年度まで「山形まなび館」として活用。)を、創造都市の拠点施設として再整備を進めている。

企調

この施設では「クリエイティブと産業を暮らしで繋ぐ」をコンセプトに、様々な業種の事業者やテナントが入居し、創造都市の発信を行うとともに、芸術、文化及び産業等の地域資産を多くの人々の関わりによって磨き上げながら、新たな価値の創出を目指していく。

公民連携の手法により、山形市が施設整備を行い、民間企業が運営を担う。令和4年9月に供用を開始した。

所 在 地 山形市本町一丁目5番19号

建 物 延床面積 4,962.97㎡ 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上4階地下1階 紅花文庫(教育資料展示室)、文化財展示室、多目的ルーム 1室、交流ルーム 3室(有料)、 プロジェクトスペース、管理事務室、テナント(施設の趣旨に賛同する民間事業者等が入居)

改修工事費 935,260千円 (外構工事分を除く。)

6 フィルムコミッション推進事業

観光の振興や地域の活性化を図ることを目的として、平成 17 年度に「山形フィルムコミッション」を設立し、映画をは じめとした映像作品を誘致・支援している。

平成23年度に村山地域の5市2町(寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、西川町、大石田町)も加わり、広域的に活動している。

実 績 (令和4年度)撮影 38件 問合わせ 61件

主な撮影 バラエティ番組「帰れマンデー見っけ隊!!」、ドラマ「Amazon プライム作品」

7 清風荘・宝紅庵

池泉回遊式の古庭園で、市内の名園の一つとして知られる「もみじ公園」内に建つ清風荘は、昭和32年10月に旧宝幢寺大書院を改修したもので、昭和54年には茶室「宝紅庵」が併設された。平成13年11月に国の登録有形文化財に登録されている。 純和風数寄屋造りの施設として、文化芸術等の各種活動に広く利用されている。

所 在 地 山形市東原町二丁目16番7号

建 物 延床面積 454.45㎡ 木造平屋建

(清風荘 293.36㎡、宝紅庵 161.09㎡)

和室 4室、茶室 3室(有料)

建 設 費 宝紅庵 82,029千円 (昭和54年10月30日完成)

利用者数 (令和4年度)

清風荘 314件 5,303人 宝紅庵 123件 3,957人 合 計 437件 9,260人

8 最上義光歴史館

山形市発展の礎を築いた最上義光を顕彰する展示館として平成元年12月に開館した最上義光歴史館は、最上家関係資料を 主体として展示を行っており、郷土の歴史に対する理解を深める場となっている。

所 在 地 山形市大手町1番53号

管 理 運 営 指定管理者 公益財団法人山形市文化振興事業団

建 物 延床面積 765.63㎡ RC造

建 設 費 300,556千円

入 館 料 無料

利用者数 (令和4年度)入館者 19,529人

9 山寺芭蕉記念館

市制施行100周年と芭蕉奥の細道紀行300年を記念して建設され、平成元年7月に開館した山寺芭蕉記念館は、宝珠山立石寺を望む高台に位置し、その格調高い和風建築は名勝山寺の景観とよく調和している。

松尾芭蕉・奥の細道関係資料の展示をはじめ、文化芸術等の各種集会等に研修室、茶室の貸出しを行っている。

所 在 地 山形市大字山寺字南院4223番地

管 理 運 営 指定管理者 公益財団法人山形市文化振興事業団

建 物 延床面積 1,925.40㎡ 木造平屋建一部RC造

展示室 3室、図書資料室、研修室 2室、茶室 2室(有料)

建 設 費 860,000千円

入 館 料 大人 400円 高校生以下無料 (20人以上は団体で2割引)

利用者数 (令和4年度)

入館者(展示室)10,980人研修室・茶室等利用者2,742人合計13,722人

10 市 民 会 館

市民の文化の向上を図ることを目的に、昭和48年7月25日に開館した市民会館は、1,202席を有する大ホール・300席の小ホール・展示室・会議室などの会館の機能を活かし、歌舞伎公演・市民新春寄席・各種コンサート・演劇、音楽教室の開催など、様々な文化事業を実施するとともに、市民や文化団体による自主的な活動を支援し、優れた文化芸術活動を創造・発信するとともに、それらの多様な鑑賞機会を提供しており、山形市における芸術文化の拠点となっている。

所 在 地 山形市香澄町二丁目 9 番45号

管 理 運 営 指定管理者 山形市民会館管理運営共同事業体

建 物 延床面積 5,815.28㎡ 鉄筋コンクリート造一部鉄骨

大ホール(1,202席固定席)、小ホール(300席移動席・舞台付)、大会議室、小会議室

リハーサル室、展示室、談話室、楽屋5室、事務室

建 設 費 1,040,248千円

(1) 各室利用状況

(令和4年度)

室名区分	大ホール	小ホール	大会議室	小会議室	リハーサル室	展示室	談 話 室	計
稼働日数(日)	306	312	339	339	312	338	338	_
使用日数(日)	196	201	202	237	68	99	96	_
使用件数(件)	199	207	213	266	69	101	98	1, 153
使用回数(回)	441 (346)	405 (349)	457	496	167	237	223	2, 426 (695)
入場人員(人)	47, 356	10, 109	3, 828	2,660	1,675	1, 784	427	67, 839
稼 動 率(%)	64.1%	64.4%	59.6%	69.9%	21.8%	29.3%	28.4%	_

- ※① ()は仕込み、練習、リハーサル等の件数・回数でそれぞれ件数・回数に含まれる。
 - ② 稼働日数は保守点検(舞台、照明、音響、非常放送、火災報知器の点検、消毒等)及び休館日、館内調整日、工事などを除いた使用可能な日数(ただし期間中使用した日は稼働日数に含める。)
 - ③ 使用日数は実際に使用した日数
 - ④ 使用回数は午前・午後・夜間を通して使用した場合は3回と計算する。ただし、展示室は1日を1回とする。
 - ⑤ 稼働率=使用日数/稼働日数

(2) 催し別利用状況(大・小ホールのみ)

(令和4年度)

区分	催別	音楽	演劇	舞踊	映 画	芸 能	講演会	各種大会 及び集会	その他	計
件	数 (件)	164	149	19	2	6	2	32	11	385
入場	者数(人)	29, 113	7, 336	5, 155	388	3, 426	786	5, 426	4, 138	55, 768

^{※「}各種大会及び集会」とは、各種大会、会議、式典、研修会、学会など。

「芸能」とは、寄席、講談、漫談、演芸、マジック、奇術、歌舞伎、能公演、浄瑠璃など。

11 市民会館整備事業

山形市民会館は、昭和48年7月に開館し、山形市における芸術文化の拠点施設として、様々な文化事業を実施しているが、 開館から50年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいることから、近い将来建て替えが必要である。

そのため、山形市中心市街地グランドデザインにおいて歴史・文化推進ゾーンに位置付けられている県民会館跡地を活用して、新しい山形市民会館を整備する。

令和2年度 整備基本構想の策定

令和3年度 民間活力導入可能性調査の実施

令和4年度 実施方針、要求水準書の策定

文化財は、山形市の歴史の正しい理解のために欠くことができないものであると同時に、文化の向上・発展や今後のまちづくりの基礎となるものである。歴史的文化遺産の保全・継承を通して市民の文化財に対する理解・認識を一層深めながら、積極的に活用し、「文化財を正しく理解し、郷土に誇りをもつ人づくり」を推進する。

1 主な事業

(1) 史跡山形城跡の発掘調査事業

史跡山形城跡の本丸及び二ノ丸の発掘調査を実施するとともに、歴史考証及び発掘調査成果物の整理を行い、現在山形市が進めている霞城公園整備事業を支援する。

(2) 重要文化財「鳥居」保存修理事業

平安時代後期の造立とされ、日本最古の石鳥居といわれる重要文化財「鳥居」について、保存修理に向けた平成26年度の調査並びに平成29年度詳細調査(第二次調査)の成果を踏まえ、有識者による保存修理検討会議で適切な修理方法などの指導を受けながら、令和5年度は保存修理工事を行う。

(3) 市指定文化財現況確認

市指定文化財の保管状況や管理上の課題等を把握するため、令和2年度から6年度の5年間で全90件の現況を確認する。 令和5年度は指定文化財20件の現況確認を行う。

(4) 山形市文化財保存活用地域計画の策定

創造都市の理念を踏まえ、中長期的な観点で市内の文化財の総合的な保存・活用の取組を促進するために、文化財保存活用地域計画を策定する。

2 郷 土 館

明治11年、山形の近代化の象徴として建設された旧済生館本館は、三層の塔屋と廻廊からなる擬洋風建築である。建築史上代表的な建造物として歴史的価値を認められ、昭和41年12月5日に国の重要文化財に指定された。その後、この建造物は霞城公園内に移築復原されて昭和46年4月に山形市郷土館として開設され、長く保存を図るとともに、市民に公開し、郷土の医学・歴史資料の展示を通して学術文化の向上に寄与している。

所 在 地 山形市霞城町1番1号

建 物 延床面積 706.277㎡ 木造

展示室 1階廻廊 8室 2階 1室

入 館 料 無料(平成21年度より)入 館 者 数 32,202人(令和4年度)

3 文 化 財(市内所在)

(会和5年4月1日現在)

3	又	1Ľ	只	1 (П	1 1/3 /	<u> </u>										(行不	15年4月1日現在
		区		分			玉	指	定		県	指	定	市	指	定	計
建			造			物				8			6			8	22
絵						画				2			25			6	33
書	跡	· 典	籍	• [生 支	書				3			8			9	20
彫						刻				4			15			24	43
エ			芸			品				1			11			7	19
考		古		資		料				2			5			10	17
歴		史		資		料				0			4			0	4
有	形	民	俗	文	化	財				0			1			6	7
無	形	民	俗	文	化	財				0			2			7	9
史						跡				2			4			2	8
名						勝				1			0			1	2
天	1	然	記	Ź.	\$	物				1			6			10	17
無	Ŧ	形	文	ſ	Ł	財				0			1			0	1
			計						2	24			88			90	202

4 登録有形文化財

国登録有形文化財 9カ所(18件) (令和5年4月1日現在)

企調

男 女 共 同 参 画 (男女共同参画センター)

男女が個人として尊重され、お互いを大切にしながら協力し合い、社会のあらゆる場面でともに個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を目指し、平成10年9月に県内初、全国で14番目となる「男女共同参画都市宣言」を行い、平成25年4月に「山形市男女共同参画推進条例」を施行し、市民及び事業者等と連携して様々な取り組みを行っている。

令和4年に第4次山形市男女共同参画計画「いきいき山形男女共同参画プラン」(令和4年度~令和8年度)を策定し、男女共同参画意識の醸成、多様な生き方を選択できる環境の実現等に取り組んでいる。

1 男女共同参画施策

(1) 山形市男女共同参画審議会

男女共同参画に係る施策の推進等に関し、市長の諮問に応じ審議する機関で、市民の意見を反映させ、男女共同参画に係る施策を推進している。

(2) 男女共同参画施策の推進

① 審議会等への女性委員の参画状況調査

審議会等への女性委員の参画率27.0% (令和5年3月末現在)

② 意識啓発事業

市の施策や先進事例の紹介等を通して男女共同参画意識の啓発を図るため、情報紙「ファーラ」を発行する。(年1回)

③ 男女共同参画学習資料の配付

性別にとらわれずに、一人の人間として尊重され、個性と能力が生かされる豊かな社会づくりを進めるために、小学 1・4年生及び中学1年生を対象とする学習資料「きらり かがやいて」を市内の各小・中学校へ配付し、活用を図る。

④ 山形市女性人材バンクの整備と活用

市の審議会等の委員又は研修会の講師等としてふさわしい女性の人材バンクを整備し、各課へ情報を提供するとともに、登録者を対象に研修会を開催し資質の向上を図る。

女性人材バンク登録者48人(令和5年3月末現在)

⑤ 女性団体の育成

山形市女性団体連絡協議会(令和5年度 構成団体数14団体)の活動を支援する。

⑥ 男女共同参画意識の啓発

「男女共同参画週間」について市報及びパネル展示等で周知啓発を行う。

⑦ 社会全体で子育てする機運醸成事業

職場でともに働く部下の仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) に配慮する上司 (イクボス) の普及に向け、 庁内のイクボスの取り組みを推進するとともに、イクボス制度について市報等で周知啓発を行う。

⑧ 性の多様性に関する理解促進事業

ア 研修会の実施

性の多様性に関する市民向け研修会・市職員向けの研修会を実施する。

イ リーフレットによる周知

リーフレットを作成し、市有施設への配置、ホームページへの掲載を通して、性の多様性に関する市民の理解促進を図る。

ウ 実態調査の実施

性的マイノリティの当事者や家族の方から、悩みなどの聴き取り調査を実施する。

エ 図書コーナーの設置

男女共同参画センター内に性の多様性に関する書籍やマンガを集めた特設コーナーを設置し、市民の理解促進を図る。

⑨ DV防止及び支援対策

配偶者等からの暴力(DV)に係る庁内関係課との連携

ア 「女性に対する暴力をなくす運動週間」に合わせパネル展示等 (パープルリボンプロジェクト)を実施する。 イ リーフレットやポケットティッシュを作成・配布し、市民の理解促進を図る。

⑩ 生理用品の無料配布

経済的な理由などで生理用品の購入が困難な市内在住の女性へ、申し出により、無料で生理用品の配布を行う。

企調

2 山形市男女共同参画センター「ファーラ」の運営管理

市民が活動し、交流し、相談する総合的な機能を有する男女共同参画社会づくりの拠点施設として、平成8年2月に女性センターとして設置、平成15年4月に名称を男女共同参画センターへ変更、平成25年4月に施行した山形市男女共同参画推進条例第16条において、男女共同参画の推進施策を実施し、男女共同参画に関する学習の機会を提供する拠点施設として位置付けられた。

(1) 山形市男女共同参画センター運営委員会

男女共同参画センターの運営の円滑化を図るための機関で、市民の意見を反映させ、男女共同参画の推進を図る。

(2) 利用状況 (令和4年度)

総利用者数 9,095人

うち貸室利用者数6,132人講座受講生(出前講座含む)978人交流・情報コーナー利用者数1,579人相談利用者406人

貸室利用回数 (ワーク室含まず) 847回 ワーク室 (印刷等) 利用回数 18回

(3) 事業

① 公民連携による女性人材育成事業

企業版ふるさと納税を活用し公民連携で女性人材育成事業(まち、わたし、きらめく Women's Campus 山形) を実施することにより、地域で活躍する女性リーダーを養成する。

ア トークイベント

女性活躍の先進企業から講師を招き、パネルディスカッションを開催する。

イ ワークショップの実施

20名の女性参加者が8回のワークショップを実施する中で、女性が抱える課題についてテーマを設定し、自ら解決につながるような活動案を企画・実施し、成果を発表する。

また、首都圏の先進団体を訪問するスタディトリップや、資生堂の協賛によるビューティーセッションを実施する。

② 学習事業

第4次山形市男女共同参画計画「いきいき山形男女共同参画プラン」の3つの目標に基づく内容で、センター自主企画講座、市民の企画運営によるファーラ市民企画講座を実施する。また、内容によりオンラインでの受講の機会を提供する。

③ 男女共同参画宣言都市事業

ア 男女共同参画週間関連事業 (6月23日~29日)

「男女共同参画早わかり」等のパネル展示を行う。

イ 男女共同参画宣言都市記念講座 (6月)

男女共同参画宣言都市を記念した講座を実施する。

④ 広報事業

男女共同参画センターの活動や実施講座の広報のため、ホームページによる広報及び情報紙「ファーラお知らせ版」を発行する。

⑤ 市民活動支援事業

ア 男女共同参画のまちづくりを目指し、自主的に活動する団体へ無料で貸館を行う。

イ ファーラ市民企画講座実施団体に対し、広報及び経費等の支援を行う。

⑥ 相談事業

一般相談・・・休館日(祝日及び振替休日、年末年始)を除く毎日

法律相談・・・月3回

女性の健康相談・・・随時

女性の権利110番 (県弁護士会との共催)・・・6月27日

⑦ 情報収集事業

男女共同参画に関する図書・DVD・ビデオテープの整備と貸出及び全国の男女共同参画行政・施設の資料等の収集整備を行う。

⑧ 交流事業

打合せ等で利用できる交流コーナーを市民に開放する。

情 報 化(情報企画課)

1 DXの推進

行政事務の効率化・高度化や行政システムの最適化、市民サービスの向上を図るため、次のような取組みを行っている。

(1) 山形市情報化基本方針

山形市の情報化の基本的な方向性を示すものとして平成29年4月に策定した。社会情勢の変化やICTの取り巻く状況、国・県の動向に柔軟に対応しつつ、これまでの情報化施策の課題解決を図るとともに、山形市のまちづくりの方針を示した「山形市発展計画」に基づく各施策をICTの側面から推進するため、6つの基本方針を掲げている。

(2) ICTアドバイザー活用事業

情報システムの導入・更新において、クラウド等新たなサービスの提供による選択肢の増加やシステムに合わせた業務遂行のためのBPR (Business Process Re-engineering:業務改革)の実施等、検討すべき事項が多く、また専門的な知見が必要とされることから、令和元年5月より外部コンサルタントから助言や支援を受け、情報システムの調達に係る費用削減や運用の効率化を図っている。

(3) RPAツール導入による業務支援等

RPA(Robotic Process Automation)は、Excel 等、パソコン上の操作を自動化するためのソフトウェアで、パソコンの定型的作業等の効率化・正確性向上等が期待できる。

令和元年度に導入効果を検証し、効果が認められたことから、令和2年度からRPAツールを本格導入し、業務の効率 化を図っている。令和4年度末で、広報紙原稿データ取りまとめ業務や他公立図書館との蔵書貸し借り業務など、20業 務において活用している。

(4) 新たなデジタル技術活用

AIについては、令和元年度から検証を進め、保育所入所業務や、観光、受付自動応答等で活用している。また、申請書読取において活用することとしているほか、令和5年度から、汎用的に利用可能な文章生成AIの利活用の検討を進める。コミュニケーションツールである業務用チャットツールやLINEの拡充、子育てに関するアプリを令和4年度に、ビッグデータ分析ツールを令和5年度に導入する等、新たなデジタル技術の活用を図っている。

2 基幹システムの運用

(1) 基幹システムの運用

住民記録や税情報等、住民情報を扱う事務を処理するためのシステムとして、昭和58年10月から運用している。平成21年にシステムを大幅に見直し、全国的に利用されるパッケージシステムを導入している。

現在、19課29業務処理の運用を行っている。

(2) 新基幹システム構築

現行基幹システムの契約満了や国が示すシステム標準化対応を見据え、令和3年4月に「山形市次期基幹システム基本計画」を策定した。計画に基づき、令和3年10月にシステム調達公募を実施、令和4年3月に契約を締結しており、令和6年1月から運用を開始する。

令和4年度当初より本格的な構築を開始しており、機能要件整理やデータ移行準備、基盤システムの構築等を実施している。令和5年3月には、業務端末等賃貸借契約及び帳票印刷アウトソーシング等業務委託契約も締結し、業務に必要な機器の調達と配置及び帳票印刷や事後処理等についての要件整理や設計も進めているところである。

また、新基幹システム構築に合わせ、市民サービス向上及び窓口のデジタル化を図るため、「行かない窓口」、「書かない

窓口」、「迷わない窓口」の実現に向けて、次のサービスを導入・拡充する。

- ① 市県民税の申告書がオンラインで作成できる税額試算サービス(令和5年1月導入)
- ② インターネットで引っ越しや結婚などのライフイベント時に必要な手続きや必要な書類を検索できる「山形市手続きガイド」(令和4年10月)
- ③ 住民票などの証明書郵送交付をインターネットで申請、クレジット決済できるサービス(令和5年2月)
- ④ 転入、転出、転居などで窓口に来庁した方が申請書を手書きせずに手続きができる書かない窓口サービス (令和6年1月)
- ⑤ コンビニエンスストアでの、納付対象科目の拡充(令和6年4月)と交付対象証明書の拡充(令和6年1月)

3 OA機器の運用

行政事務執行に必要となるパソコン等のOA機器を運用管理している。パソコンについては、平成19年に職員一人一台体制とし、OS等のサポート期間等を考慮した上で、原則5年の賃貸借により導入している。プリンタについては、トナー等の消耗品について一括管理することで費用の低減を図っている。

4 内部事務処理システムの運用

これまで運用していた財務会計業務のほか、文書管理事務、市職員に係る庶務事務を合わせて、電子決裁を用いるシステムとして再整備し、平成27年4月に導入運用している。財務会計については、平成27年9月に予算編成、28年4月に予算執行系を稼働させている。

5 構内情報通信網(LAN)の運用

(1) 地域イントラネット

平成15年3月に市内全ての公共施設・小中学校を高速通信網で接続する地域イントラネットを構築し、同年4月から運用を開始している。情報セキュリティを確保しつつ、行政運営の高度化・効率化を図り、市民がいつでも行政サービスを受けることができるよう、DX推進の基盤として運用している。

(2) グループウェア

庁内LANを活用し、事務処理及び情報管理の向上、執務環境改善等を図る目的で平成13年10月に試験導入した。平成14年度の庁内全課拡張の後、15年度にイントラネットを利用して庁外施設まで拡張し、全職員が利用可能になった。システム安定化、機能強化を図るため、平成19年度に再構築し運用している。主な機能としては電子メール、電子掲示板、スケジュール管理、共有文書管理がある。

(3) 総合行政ネットワークシステム(LGWAN)

全国の都道府県及び市区町村と国の省庁を専用回線で接続する行政専用のネットワークで、申請・届出等行政手続きの オンライン化、公的個人認証サービスにおける電子証明書発行等、電子自治体構築のための必須基盤とされ、平成15年9 月に接続し、運用している。

(4) 情報セキュリティ対策

重要な情報を取り扱う上で職員が守るべきルールとして、平成16年度に情報セキュリティポリシーを定め、運用を開始 した。令和元年度には、情報システム全体の強靭性の向上(インターネットと庁内事務ネットワークの分離等)により、 実施すべき情報セキュリティ対策に変化が生じたことから、情報セキュリティポリシーを改定した。

平成29年度には、マイナンバー等重要な情報の漏えい防止や情報システムの安全性の確保を図るために、マイナンバー

利用事務端末機での情報持ち出し制限設定と、端末機利用時の二要素認証方式を導入した。また、LGWAN接続ネットワークとインターネット接続ネットワークを分割し、県と市町村が共同でインターネット接続システムを構築し、共同利用を開始した。

6 電子申請システムの運営

山形県及び県内全市町村との共同利用による電子申請システムを構築し、平成19年3月より稼働している。平成24年1月よりASP方式(Application Service Provider方式:インターネットを通じてアプリケーションを利用する方法)に更新し、運用している。

7 統合型GISの運用

山形市庁舎内のみ利用する統合型GIS (Geographic Information System:地理情報システム)は平成21年度に構築し平成22年度より稼働、ASP方式でインターネット回線にて住民に地図情報を公開する公開用GISは平成23年度より稼働している。

8 スマートシティの推進

行政事務の効率化・高度化や行政システムの最適化、市民サービスの向上を図るため、次のような取組みを行っている。

(1) 山形市スマートシティ推進基本計画

デジタル化の推進により多様化、複雑化する地域課題を迅速に解決し安全で快適な社会を実現するため、山形市が目指 すスマートシティの実現に向けてデジタル技術を有効に活用した取組の指針として令和4年3月に「山形市スマートシティ推進基本計画」を策定し、各種取組を実施している。

- ① 健康保持増進 (健診データ等の統合・分析による健康増進に向けた支援、AI等を活用したデータ分析による生活 習慣改善への取組の推進)
- ② 公共交通の整備(山形市MaaSプラットフォームの整備、山形市MaaS導入事業)
- ③ 行政DX推進(行政手続のデジタル化、マイナンバーカードの活用、AI・RPA等による業務改革の推進)
- ④ デジタル人材育成(小中学校における時代に対応した I C T 環境の充実及び情報活用能力の育成、高校生を対象と したデジタル人材の育成、山形市立商業高校スマートスクール化)
- ⑤ 高度デジタル人材とのネットワーク形成(高度デジタル人材の招致による関係人口及び連携企業の増加、テレワーク、ワーケーションの推進と環境整備)
- ⑥ 公民連携によるDX推進(地域課題解決や新たなサービス創出を目指し地域DXアイデアコンテストを検討)
- ⑦ スマートタウンモデル事業

(2) やまがたAI部

スマートシティの実現を担う人材育成のため、高校生を対象にAIに関する先進技術やデータサイエンス等を学ぶ機会を提供する「やまがたAI部」への活動支援を行っており、年々、参加校が増加してきている。

ス ポ ー ツ 振 興 (スポーツ課)

1 基 本 方 針

「スポーツ推進計画2028」の基本理念である「市民のスポーツ参画による健康で活気あるまちづくり」の実現を図るために、市民のスポーツ参加の促進を目指す「誰もが生涯にわたってスポーツに親しむ健康なまちづくり」、施設の整備などによるスポーツ環境の基盤整備を目指す「市民のスポーツを支える環境整備」を行う。

また、アスリートの活躍支援、各種大会・スポーツイベントの開催やプロスポーツとの連携などにより、郷土愛の醸成、 交流人口の拡大や地域経済の活性化と地域コミュニティの活性化を一体的に図るため、「スポーツを通じた活気あるまちづ くり」を目指す。

2 主要な施策・事業

基本方針	基本施策		施	策	主な取組
					① 山形市スポーツ協会や山形市体育・スポーツ総合推進本部等と連携 した各種スポーツ教室の開催
					② 健康づくり運動普及推進協議会と連携した運動事業の推進
					③ 健康ポイント事業SUKSK (スクスク) との連携
					④ 地区体育振興会等への支援
		(1)		で身近なス	⑤ 体育振興会連合会と連携したスポーツ大会の開催
			ポーツ参加の機 会・環境の充実		⑥ スポーツ推進委員協議会と連携した各種事業の実施
				⑦ 登山など本市の自然環境を活かしたアウトドアイベントの開催	
					⑧ 小体連、中体連への支援
				⑨ ウォーキング・サイクリングモデルコース等の設定・充実	
					⑩ 健康増進を図る予防運動等の設定・充実
					⑩ 学校体育施設の有効活用
		(0)	レクリエーショ ンスポーツ等の	① 山形市レクリエーション協会と連携した「山形市レクリエーション大会」の開催	
				② スポーツ推進委員協議会と連携した各種事業の実施(再掲)	
	1-1 生涯にわたりスポー		シスホーツ等の 育成		③ 登山など本市の自然環境を活かしたアウトドアイベントの開催(i 掲)
	ツに親しむ機会の充				④ レクリエーションスポーツ団体への支援
	実	(3)	総合型	型地域スポ	① 総合型地域スポーツクラブの設立支援
				カラブの活	② 研修や人材育成、情報提供等の支援
			性化		③ 総合型地域スポーツクラブの部活動地域移行に伴う体制強化
		(4)		ーツ少年団	① スポーツ少年団本部運営への支援
基本方針1			沽期0	の活性化	② 活躍が期待されるスポーツ少年団への支援
推もが生涯にわた ってスポーツに親		(5)		①「山形まるごとマラソン」の開催	
しむ健康なまちづ			市民分	が参加する	②「山形市民スポーツフェスタ」の開催
くり			大会・イベントの開催	③ プロアスリートや市出身等アスリートとのイベントでの交流	
				④ 体育振興会連合会と連携したスポーツ大会の開催(再掲)	
				⑤ スポーツ推進委員協議会と連携した各種事業の実施(再掲)	
					⑥ 健康増進を図る予防運動等の設定・充実(再掲) ① 体験会等を通じた障がい者スポーツの普及
				② 市長褒賞制度による顕彰	
		(6)		ハ者スポー 等及・参加	③ スポーツ施設のバリアフリー化
			促進		④ 障がい者のスポーツ施設使用料減免
					⑤ 各種大会等出場に対する支援
	1-2 郷土愛の醸成や定住	(1)	「(仮	(称) アーバ	ジンスポーツ普及方針」策定と推進
	につなげる若者のス ポーツ参加の促進	(2)	冬季二	エックスゲー	ームズ等の調査研究
					① 新たなウィンタースポーツのイベントの開催
		(1)	気軽り	こできるウ	② ウィンタースポーツ教室の開催
	1-3			タースポー 環境づくり	③ 小学校のスキー教室への支援
	ウィンタースポーツ への参加の促進				④ 蔵王ジャンプ台の観光活用と合宿誘致
	マンツ/MVノJにÆ	(2)			① 「女子スキージャンプワールドカップ蔵王大会」の開催
			ーツ第 開催	競技大会の	② 冬季エックスゲームズ等の調査研究 (再掲)
					① 検討協議会設置による関係機関との協議
	1-4 中学校運動部活動の 地域移行	(1)	部活動	動の地域移	② 指導者や会場のマッチング等を行うコーディネーターの設置
			行		③ モデル事業の実施
	* ***				④ 学校体育施設の有効活用 (再掲)

基本方針	基本	施策		施 策	主な取組
- 1 / 2 = 1	2.1			/1-	① 国民スポーツ大会誘致検討と選手強化
					② 山形市体育・スポーツ総合推進本部によるジュニア期の選手強化
					③ 活躍が期待されるスポーツ少年団への支援 (再掲)
		2-1-1 競技スポー	(1)	アスリートの発 掘・育成	山形市体育・スポーツ総合推進本部や山形市スポーツ協会等との連携による選手強化
		ツの活性化			⑤ サマースキージャンプ山形蔵王大会を通じた次世代育成
		(アスリートの育成と			⑥ 山形県スポーツタレント発掘事業「YAMAGATA ドリームキッズ」と の連携
			(2)	アスリートの活 躍の支援	 ① 各種大会等出場に対する支援(再掲) ② 市長褒賞制度による顕彰(再掲)
	2-1		(3)	スポーツ指導者の養成・活用	① 山形市体育・スポーツ総合推進本部、山形市スポーツ協会等との連携による指導者育成
	スポーツの			2000	② 山形市スポーツ協会の指導者バンクの活用
	力による地域に				① 国民スポーツ大会の山形誘致に向けた検討
	域活性化と 郷土愛の醸				② 「女子スキージャンプワールドカップ蔵王大会」の開催 (再掲)
基本方針2	成				③ 「サマースキージャンプ山形蔵王大会」の開催
スポーツを			(1)	スポーツによる	④ 「山形まるごとマラソン」の開催 (再掲)
通じた活気あるまちづ		2-1-2 スポーツに		交流人口・関係 人口の増加の推	⑤ 冬季エックスゲームズ等の調査研究 (再掲)
くり		よる交流人		人口の培加の推 進	⑥ 国際・全国レベルの大会の誘致に繋がる開催に対する支援
		口・関係人		~_	⑦ 蔵王ジャンプ台の観光活用と合宿誘致(再掲)
		口の増加と地域コミュ			⑧ 大会を活かしたスポーツツーリズムの推進
		ニティの醸			⑨ 山形県スポーツコミッションとの連携
		成			⑩ オリンピック・パラリンピックレガシーとしての国際交流
			(2)		① 「山形市民スポーツフェスタ」の開催 (再掲)
				地域コミュニテ ィの醸成	② 地区体育振興会等への支援(再掲)
					③ 体育振興会連合会と連携したスポーツ大会の開催(再掲)
			(1)	450 N.A. A.Z.	④ スポーツ推進委員協議会と連携した各種事業の実施(再掲)
			_		配信やイベント等による地元プロスポーツ団体との連携
			(2)	試合開催時の使 めの支援	用料減免や募金活動等による地元プロスポーツ団体の活動を支えるた
	2-2 プロスポージ 推進	ツとの連携の	(3) 楽天イーグルス 山形市支援協議・		① 官民挙げて東北楽天ゴールデンイーグルスを支援する楽天イーグルス山形市支援協議会の設立
				会設立	② 楽天イーグルス山形市支援協議会による情報提供、各種イベント等 賑わい創出、公式戦時のボランティア活動等の実施
			(4)	部活動地域移行	こ向けたプロスポーツ団体との連携
					① 「(仮称) アーバンスポーツ普及方針」策定と推進(再掲)
					② 部活動の地域移行(再掲)
					③ R3策定の「山形市地域公共交通計画」推進に合わせた取組の推進
			(1	」) スポーツ施設	④ ウォーキングコースの設定・充実 (再掲)
				の新設・拡充	(5) 地域と連携し、民間活力の活用も図りなから、クラウンド・コルブ 場の整備検討
					⑥ 公民施設全体の需給状況を踏まえた環境整備
					⑦ 西部工業団地公園再編に伴うスポーツ施設整備
					⑧ ニュータウンの中核施設の検討
++ 1.1.61.0					① 屋外スケート場整備についてのあり方検討
基本方針3 市民のスポ	3-1				② 旧双葉小学校体育館の一般活用
ーツを支え	スポーツ施設	の充実	(2)	スポーツ施設の	③ デジタルを活用したスポーツ環境の向上
る環境整備				維持管理·長寿 命化	④ 西部工業団地公園再編に伴うスポーツ施設整備(再掲)
				배 [다	⑤ 既存スポーツ施設の多目的利用の検討
					⑥ 「山形市スポーツ施設長寿命化計画」の見直しと推進
					⑦ スポーツ施設のバリアフリー化(再掲)
					① 山形県体育館・山形県武道館の整備促進
			(3)	広域利用施設の敷備促進	②スケート場整備についての検討
				整備促進	③ 屋内長水路プールの整備促進
					④ 馬術競技場の整備促進
			(4)	国民スポーツ大 会に向けた環境	① 令和17年の第89回大会から3巡目となる予定の国民スポーツ大会 について、誘致に向けた活動を県や関係団体と検討
				を備 整備	② 山形市での実施競技とその施設整備のあり方を検討
			Щ.		○ 1 00 00 くいうくからかはくこと 2 200人主 畑 2 00 7 70 5 1次付

3 市営体育施設

	施		設		概 要	完成年月日	場所	備考
南	部	体	育	館	バスケット2面、バレー2面、 バドミントン6面、テニス1面、 卓球台15台、トレーニング室、 ミーティングルーム、更衣室、 放送設備 建築延床面積2,623㎡ フロア面積949㎡	昭57. 3.10	小荷駄町 7 -110	平成14年度屋根等改修工事 平成18年度アリーナ床改修 平成18年度カーテン取付 平成20年度駐車場整備工事 平成22年度アスベスト除去工事 平成28年度耐震改修工事
福	祉	体	育	館	バスケット2面、バレー2面、 バドミントン6面、テニス1面、 卓球台8台(うち障害者用2台)、 トレーニング室、会議室、更衣室、 放送設備建築延床面積1,341㎡ フロア面積884㎡	昭56. 10. 13	小白川町二丁目 3 -33	平成17年度アリーナ床改修 平成18年度駐車場改修 平成23年度屋根改修 平成29年度耐震改修工事 令和3年度屋根等防水改修
蔵	王	体	育	館	バスケット2面、バレー2面、 バドミントン6面、テニス1面、 卓球台10台 建築延床面積3,184㎡ フロア面積1,085㎡	昭53. 10. 30	蔵王温泉字上ノ台103	第11回インタースキーの国際 会議場として使用 平成22年度暖房設備改修、照 明器具増設、音響設備等改修、 床改修工事 平成26年度正面入口階段手 摺新設 令和元年度耐震改修工事
江	南	体	育	館	バスケット2面、バレー2面、 バドミントン6面、テニス1面、 卓球台6台、トレーニング室、 談話室、更衣室、放送設備 建築延床面積1,458㎡ フロア面積980㎡	昭61. 2.15	江南一丁目 1 -27	平成14年度フロア改修 平成15年度屋根等改修 平成18年度カーテン取付 平成24年度天井改修
沼	οũ	刀 体	云 育	館	バスケット1面、バレー2面、 バドミントン6面、卓球台10台、 更衣室、ミーティングルーム 建築延床面積1,572㎡	平17. 4. 1 借用	沼の辺町 4 -33	平成17年4月20日供用開始
蔵	王ジ	ヤ	ンプ	°台	ノーマルヒル(HS=102、K=95m) FIS公認	昭53.10.30	蔵王温泉字柳平768	平成13年度スロープカー設置 平成15年度ジャッジハウス、ランディングバーン排水改修工事 平成20年度転倒防護板整備工事 平成25年度全面改修 平成27年度サマーヒル化工事・ 照明棟設置 令和4年度リザルトシステム等 整備
流野	通 1	セ ン 球	タ	一場	1 面 夜間照明塔 8 基 敷地11, 209 ㎡ 駐車場958. 72㎡	昭51. 5.31	流通センター二丁目1	昭和57年7月夜間照明完成 平成14年度フェンス改修 平成23年度駐車場整備
流庭	通 1	セン 球	<i>タ</i>		2面、テニスハウス 1 棟 夜間照明塔 4 基 敷地1,852㎡	昭51. 5.31	流通センター四丁目2	昭和57年7月 夜間照明完成

施設	概 要	完成年月日	場所	備考
弓 道 場	6人~10人立 (28m) 敷地1,763㎡ 木造平屋建435㎡	昭42.6.30	霞城町1-6	昭和46年度増築及び一部改修 平成15年度給水管、屋根改修 平成30年度床改修
铸物町運動広場	野球 1 面 敷地11, 224 ㎡	昭50.12.6	鋳物町24	平成14年度外野フェンス改修 平成26年度便所下水道切替工事
铸物町庭球場	2面 (クレー) 敷地1,520㎡	昭50.12.6	鋳物町24	平成16年度フェンス改修
西部運動広場	野球1面、またはソフトボール2面 敷地13,772㎡ 駐車場627㎡	昭57. 6.30	大字沼木字新田948	平成2年度駐車場整備 平成16年度駐車場整備 バックネット改修
西部庭球場	2 面 (全天候) 敷地1,500 ㎡	昭57. 6.30	大字沼木字新田948	
立谷川運動広場	野球1面 便所、駐車場 敷地11,260㎡	昭57.7.30	立谷川二丁目959	平成26年度便所下水道切替 工事
球 技 場	サッカー・ラグビー1面(人工芝) 照明塔4基 管理棟、クラブハウス、本部棟、 屋外トイレ、スタンド、放送設備 敷地29,840㎡ 収容人員1,600人	平27. 3.24	薬師町二丁目22-72	平成25~26年 人工芝化等大 規模改修 平成27年4月4日供用開始
南 石 関 グラウンド・ ゴ ル フ 場	8ホール (50m、30m、25m、15m各 2 ホール) 2 コース設定、敷地9,126㎡ (うち芝5,050㎡)	平25. 3.31	南石関57-1	平成25年5月10日供用開始
山 形 市 グラウンド・ ゴ ル フ 場	4 コース設定、敷地約19,000㎡	令元. 7.28	樋越51-1	令和元年8月29日供用開始
あかねヶ丘	トラック: 1周400m8コース、ウレタン舗装フィールド:走り幅跳び三段跳び4か所、棒高跳び2、走り高跳び2、槍投げ2(以上ウレタン舗装)、砲丸投げ2、円盤及びハンマー投げ2、3,000m障害水濠風除室:80m 6コース(ウレタン舗装)敷地73,175.45㎡グランド面積24,279.08㎡	昭46. 3.25	あかねケ丘二丁目4	令和3年4月1日山形県より無償で貸与を受け、市営施設として供用開始 令和3年度3種公認更新事業

市民プール

	施		設		概	要	完成年月日	場	所	備	考
みプ	な	みー			プール本体50m(9コー 敷地4,500㎡ プールハウス537㎡ 収容人員2,000人	-ス)、徒渉プール		南一番町	8 – 5	50m (50×19) 徒渉六角変形 261㎡ 平成8年度改修 平成17年度ろ過機	改修
北プ		市一		ル	プール本体25m(8コー 敷地3,030㎡ プールハウス 鉄骨3 収容人員1,000人	, , , , , ,		桧町三丁	∃ 10−1	25m (25×17) 徒渉正六角形 一辺7m 平成14年度改修	、57 m³

5 山形市総合スポーツセンター

建設の経緯

平成4年に開催された第47回国民体育大会(ベにばな国体)の競技及び練習会場として、当初本市の主要な体育スポーツ 施設が集合している霞城公園内の施設利用を検討したが、国体を開催するには現有施設では極めて不十分であり、大規模な 改修と新たな建設が必要となった。

さらに、霞城公園は国の史跡に指定されて「山形城跡」にふさわしい総合公園として整備される予定で、同公園内の各種施設の移転が決定的なものとなった。

以上のことから、新たな用地に、(仮称)総合スポーツセンターとして建設することとなり、昭和59年建設地が決定された。

また、昭和60年には、検討委員会が組織化され、検討を重ねた結果、(仮称)総合スポーツセンター建設基本構想が決定された。同センターは、平成4年に開催した国民体育大会(べにばな国体)で競技会場として使用し、国体後は山形市のスポーツ振興の拠点として、また、市民が生涯スポーツを通して健康な生活を営むスポーツの場としての機能を有しながら、地域社会の発展の多様なイベントにも対応できるコミュニティセンターの機能もあわせ持った都市施設である。

建設事業は、本市の第5次総合計画における主要プロジェクトの一つとして位置づけ、自然に恵まれた山形市の環境と、大らかな人間性を一層豊かにする調和のとれたスポーツ文化の殿堂として、いつでも誰でも気軽に利用でき、芸術・文化を保持し、いこいの場となるよう配慮した。

また、公式競技から身障者や市民の社会体育、レクリエーションなど多目的に利用され、非常時には避難施設の機能も有している。

施設の運営管理は、指定管理者制度により、平成18年4月1日から(財)山形市スポーツ振興事業団が業務を行ってきたが、同事業団が平成20年3月31日で解散したため、同年4月1日からは、(公財)山形市体育協会が業務を行っている(令和2年4月1日に(公財)山形市スポーツ協会に改名)。

施設	概 要	完成年月日	場所	備考
第一体育館	バスケットボール (2面)、 バレーボール (4面)、 テニス (3面)、 バドミントン (12面)、 体操、ハンドボール、卓球等	平元. 3.15		フロア面積 2,200㎡ (55m×40m) 固定観客席 2,946人 収納可動席 1,440人 移動椅子席 1,604人 車椅子席 10人 合計 6,000人 ・平成16年度軒天井改修 ・平成18年度照明機器改修 ・平成18年度舞台機構改修
第二体育館	バスケットボール (1面)、 バレーボール (2面)、 バドミントン (6面)、 体操、卓球等			フロア面積 986㎡ (29m×34m) 体操用ピット ・平成16年度軒天井改修
武 道 場	柔道 (2面)、空手道、合気道、 その他 剣道 (2面)、なぎなたその他			豊面積 (304畳) 493 ㎡ (29m×17m) 床 面 積 551㎡ (29m×19m) ・平成16年度軒天井改修
弓 道 場	遠的、近的、アーチェリー		落合町 1	· 平成17年度軒天井改修
そ の 他	体力測定、トレーニングルーム、 軽運動場、会議室、チビッコルーム、 合宿所			合宿所 収容人員 120人 和室 5室 60人 洋室 10室 60人 ・令和元・2年度軽運動場等冷房新設
スケート場	400m屋外リンク、 ミニスケートリンク	平元. 11. 15		リンク面積 6,400㎡ (400m×16m) ・平成16年度アイスマット交換 ・令和元・2・3・4年度設備機器更 新工事
テニスコート	砂入り人工芝16面(センターコート 2面)、照明塔16基	平2.9.20		観客席 2,593人 クラブハウス 478.94㎡ 平成8・9年度コート改修
水 泳 プ ー ル (屋外)	50m×25m 9コース 競泳時 1.57~1.90m 水球時 1.87~2.10m 流水プール 幅6m周130m 幼児プール 直径10m深30cm 照明塔 4基	平3.6.10		観客席 672人 クラブハウス 656.80㎡ ・平成18年度流水プール起流ポンプ改修 ・平成19年度塩素タンク交換 ・平成21年度五方弁交換工事 ・平成23年度自動審判装置更新
水 泳 プ ー ル (屋内)	25m×15m 7コース 水泳 1.10~1.30m	平 3 . 10. 25		・平成17年度軒天井改修 ・平成23年度自動審判装置更新
多用途広場	球技場、催事場等、照明塔 6 基	平3.10.1		クレー部16,060㎡ (サッカーコート2面)
野 球 場	1面 収容人員12,272人 夜間照明塔6基 敷地23,000㎡	平29. 8.31		センター122m 両翼 100m ・平成29年9月15日供用開始 ・令和元年度内野スタンド防球フェンス増設